

第 135 回 科学技術部会	資料2
令和 5 年 5 月 19 日	

食品衛生基準行政及び水道整備・管理行政の他省庁への移管について

医 薬 ・ 生 活 衛 生 局  
生活衛生・食品安全企画課  
食 品 基 準 審 査 課  
水 道 課

- 現在、令和 6 年 4 月 1 日の食品衛生基準行政及び水道整備・管理行政の他省庁への移管に向け、生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律案が国会で審議されているところ。
- 当該法律案においては、食品衛生基準行政に関する事務等が厚生労働省から消費者庁に、水道整備・管理行政に関する事務等が厚生労働省から国土交通省及び環境省に令和 6 年 4 月 1 日から移管されることとなっている。

※ 移管される予定の研究事業は、以下の通りである。

- ・ 厚生労働科学研究：食品の安全確保推進研究事業の一部及び  
健康安全・危機管理対策総合研究事業の一部

(・ 日本医療研究開発機構 (AMED) 研究：該当なし)